

犬山市高齢者住宅リフォーム助成事業の流れ

① 介護認定申請

【申請者⇔市】

- ・介護認定結果が「非該当」と判定される（6カ月以内）

② 状況調査申請書の受理

- ・対象者から状況調査申請書（様式1）の提出
※基本チェックリストの結果を添付

③ 状況調査結果通知書の交付

- ・状況調査申請書（様式1）・基本チェックリストに基づき高齢者支援課で審査→審査結果を申請者へ状況調査結果通知書（様式2）により通知

却下通知

事業
非該当

該当通知

④ 住宅リフォーム助成承認申請書の受理

【施工業者⇔市】

- ・高齢者住宅リフォーム助成承認申請書（様式3）の提出
【添付書類】
 - ①工事費見積書
 - ②リフォーム計画図
 - ③改修前の写真（日付が入ったもの）
 - ④住宅所有者の承諾書（申請者と住宅の所有者が異なる場合）

⑤ 住宅リフォーム費助成承認通知書の交付

- ・住宅リフォーム費助成承認申請書に基づき高齢者支援課で審査→審査結果を申請者へ住宅リフォーム費助成承認通知書（様式4）により通知

却下通知

助成
対象外

決定通知後

⑥ 住宅リフォーム施工

※ リフォーム内容に変更がある場合

- ・工事内容に変更が生ずる場合は住宅リフォーム費助成変更申請書（様式5）を提出→高齢者支援課で審査をし、住宅リフォーム費助成変更承認通知書（様式6）により審査結果を通知

⑦ 住宅リフォームの完了報

- ・リフォームの完了後、住宅リフォーム費助成工事完了報告書（様式7）を提出
【添付書類】
 - ①支払証拠書類（原本）
 - ②工事費内訳書
 - ③改修工事後の写真（日付が入ったもの）

⑧ 住宅リフォーム費助成額決定通知書の交付

- ・住宅リフォーム費助成工事完了報告書に基づき高齢者支援課で工事内容を審査し、申請内容に相違なければ住宅リフォーム費助成額の決定を通知
【申請者】 ←住宅リフォーム費助成額決定通知書（様式8）
【施工業者】 ←住宅リフォーム費助成受領委任払支給決定通知書（様式9）

⑨ 住宅リフォーム費助成金の支払い